

## 農業農村整備事業の簡易型総合評価方式入札における地域貢献度 (農業農村の有する多面的機能の維持増進活動) の評価について

- 「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動」を地域貢献項目としていますが、活動についてはあらかじめ、申告し確認を受けておく必要があります。
- 多面的機能支払制度など事業で実施されている共同活動に参加して行った草刈り、清掃、植栽活動等の多面的機能の維持増進活動や農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動を対象としています。
- 活動の対象年度は、当該年度を除く過去3か年度の活動です。

1 簡易型総合評価落札方式の評価項目については、品質の確保の観点から、企業の施工実績や技術力、地域精通度や地域貢献度等の項目を評価し、その地域での工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価しています。

農政部では、農業農村整備事業の簡易型総合評価落札方式の入札において、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動（以下「多面的機能の維持増進活動」という。）を地域貢献の項目としています。

2 技術評価項目の申請にあたっては、あらかじめ総合振興局（又は振興局）に対し「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書」（別記第1号様式）を提出し「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書」（別記第2号様式）により確認を受けておくことが必要です。

3 対象とする活動内容は、工事を施工する総合振興局（又は振興局）管内において、4に掲げる事業等で行われる、次の各号に掲げる活動に企業の役員または職員が複数参加したものとします。

### (1) 農地・農業用水等の保全活動

水路の泥上げや草刈り、ため池等の清掃、農道の補修等の活動に参加するなど、農地、農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動

### (2) 造成施設の保全管理活動

農業農村整備事業で造成された施設において、土地改良区などの施設管理者と連携し大雨や地震等の災害後の見回りや、倒木の緊急処理等を行うなど、造成施設の保全管理に寄与する活動

### (3) 農村環境保全向上活動

ア 地域における動植物の調査、水資源の適正な管理等生態系や水質の保全に寄与する活動

イ 地域における植栽活動、不法ごみの撤去、用排水路の清掃など景観形成、生活環

境保全に寄与する活動

(4) 耕作放棄地発生防止活動

耕作放棄地の発生を防止するために実施する活動

4 多面的機能の維持増進活動の対象となる事業は次のとおりです。

(1) 多面的機能支払制度による活動組織に協力して行った活動

(2) 中山間地域等直接支払制度による集落協定に基づき実施される活動

(3) 水利施設管理強化事業による施設維持管理等での活動

(4) 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動

5 評価の対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度は、当該入札を実施する年度を除く、過去3か年度の活動を対象とします。

■ 申告書の提出方法 ■

- 令和6年1月から「北海道電子申請サービス」による電子申請が可能となりました。

電子申請については、こちらから

<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=Fa1300&shinseiEdaban=01>

- 電子申請の際、添付できる写真等のファイル形式は画像（.png .jpg .jpeg）のみとなります（その他の形式（PDFなど）はシステム上添付できません）。
- 紙による申告書の提出も可能です。
- 電子申請や紙による提出に係るお問い合わせは、総合振興局又は振興局の産業振興部調整課、整備課または農村振興課まで

農業農村整備事業関係の簡易型総合評価試行ガイドラインにおける地域貢献  
(農業農村の有する多面的機能の維持増進活動)に関する取扱いについて

(平成21年5月26日事調第230号農政部長)

[沿革] 平成22年5月6日事調第228号、24年3月23日第1307号、令和元年5月14日  
第271号改正、令和6年1月15日第1023号改正

## 1 目的

この取扱いは、北海道における簡易型総合評価落札方式の試行にあたり、農政部は、技術評価項目の地域貢献度を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動(以下「多面的機能の維持増進活動」という。)としたところであり、その活動の確認を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 企業評価の対象とする多面的機能の維持増進活動

対象とする活動内容は、工事を施工する総合振興局及び振興局管内において、3に掲げる事業等で行われる、次の各号に掲げる活動に企業の役員または職員が複数参加したものである。

### (1) 農地・農業用水等の保全活動

水路の泥上げや草刈り、ため池等の清掃、農道の補修等の活動に参加するなど、農地、農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動

### (2) 造成施設の保全管理活動

農業農村整備事業で造成された施設において、土地改良区等施設管理者と連携して行う施設の保全管理に寄与する活動

### (3) 農村環境保全向上活動

ア 地域における動植物の調査、水資源の適正な管理等生態系や水質の保全に寄与する活動

イ 地域における植栽活動、不法ごみの撤去、用排水路の清掃など景観形成、生活環境保全に寄与する活動

### (4) 耕作放棄地発生防止活動

耕作放棄地の発生を防止するために実施する活動

## 3 多面的機能の維持増進活動の対象となる事業等

(1) 多面的機能支払制度による活動組織に協力して行った活動

(2) 中山間地域等直接支払制度による集落協定に基づき実施される活動

(3) 水利施設管理強化事業による施設維持管理等の活動

(4) 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動

## 4 企業評価の対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度

当該入札を実施する年度を除く、過去3か年度の活動を対象とする。

## 5 多面的機能の維持増進活動の確認方法

### (1) 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動申告書の提出

多面的機能の維持増進活動に参加した企業は、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書（別記1号様式）に該当する活動等を記載し、総合振興局長又は振興局長に提出する。

### (2) 確認及び通知

総合振興局長又は振興局長は記載された活動内容が、本取扱いに定めた活動であるか、当該活動に対する事業実施主体等の証明がなされているかを確認し、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書（別記2号様式）を交付する。

### (3) 北海道電子申請サービスによる申請書の提出等

(1) 及び(2)による申告書の提出等は、当該各規定の定めに係わらず、北海道電子申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。また、申告等を行う場合は、当該各規定で定める様式に係わらず、システムにより提供する様式によるものとする。

## 6 総合評価落札方式の地域貢献項目での活用

総合評価落札方式の地域貢献項目で農業農村の有する多面的機能の維持増進活動の有無を活用する場合には、「北海道における総合評価方式のガイドラインの運用について」（令和2年3月2日付け事調第1298号）様式-6-4「地域の守り手確保調書（1）」に必要事項を記入するか、別記2号様式の写し又はシステムにより発行される確認書の写しを技術評価項目申請書に添付させることとする。

## 7 その他

別添、質疑応答及び具体的な活動事例を参考としてください。

別記1号様式

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書

年 月 日

企業名

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動について次のとおり申告します。

実 施 時 期	
場 所	
対象となった 事業等及び具 体的活動内容	

上記記載のとりの活動をしたことを証明します。

年 月 日

証明者

印

※ 注1 原本は申請者が保管し写しを提出すること

※ 注2 様式については、項目内容が満たされていれば、別の様式でも可とする

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書

(番号)

年 月 日

様

総合振興局（振興局）長

年 月 日付けで申告のあった活動について、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を実施した者として確認しました。

(連絡先 )

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書

申請日

企業名

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動について次のとおり申告します。

実施時期	～
場所	
対象となった事業等及び具体的活動内容	

上記のとおり活動したことを別紙活動証明書にて証明する。

※電子申請時に打ち込んだ内容が反映されています。

※活動証明書（原本）と本紙を一緒に保管し、審査をお待ちください。

別紙 その1 (電子申請用)

表示された場合、  
組織一覧にある団体

--

その他の団体

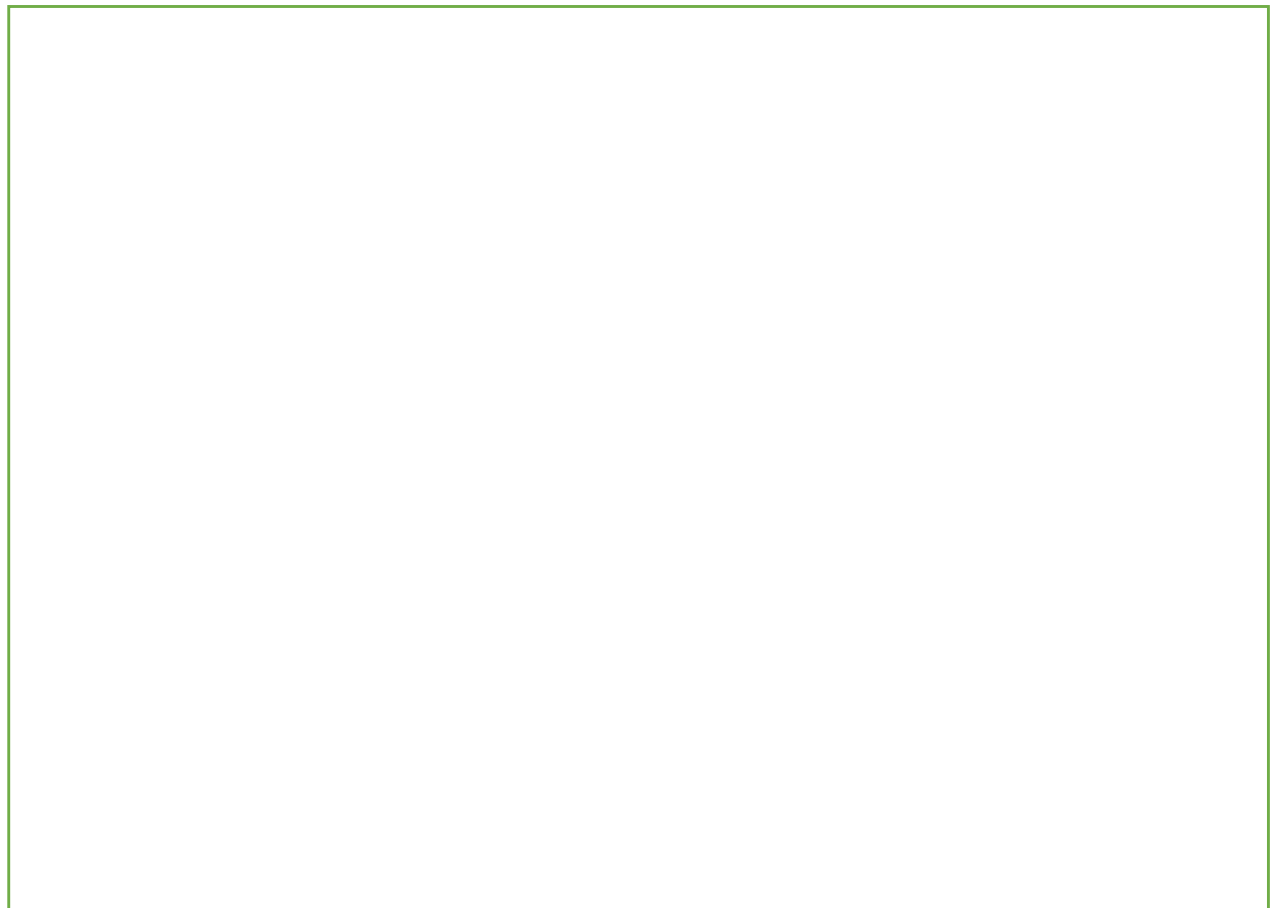
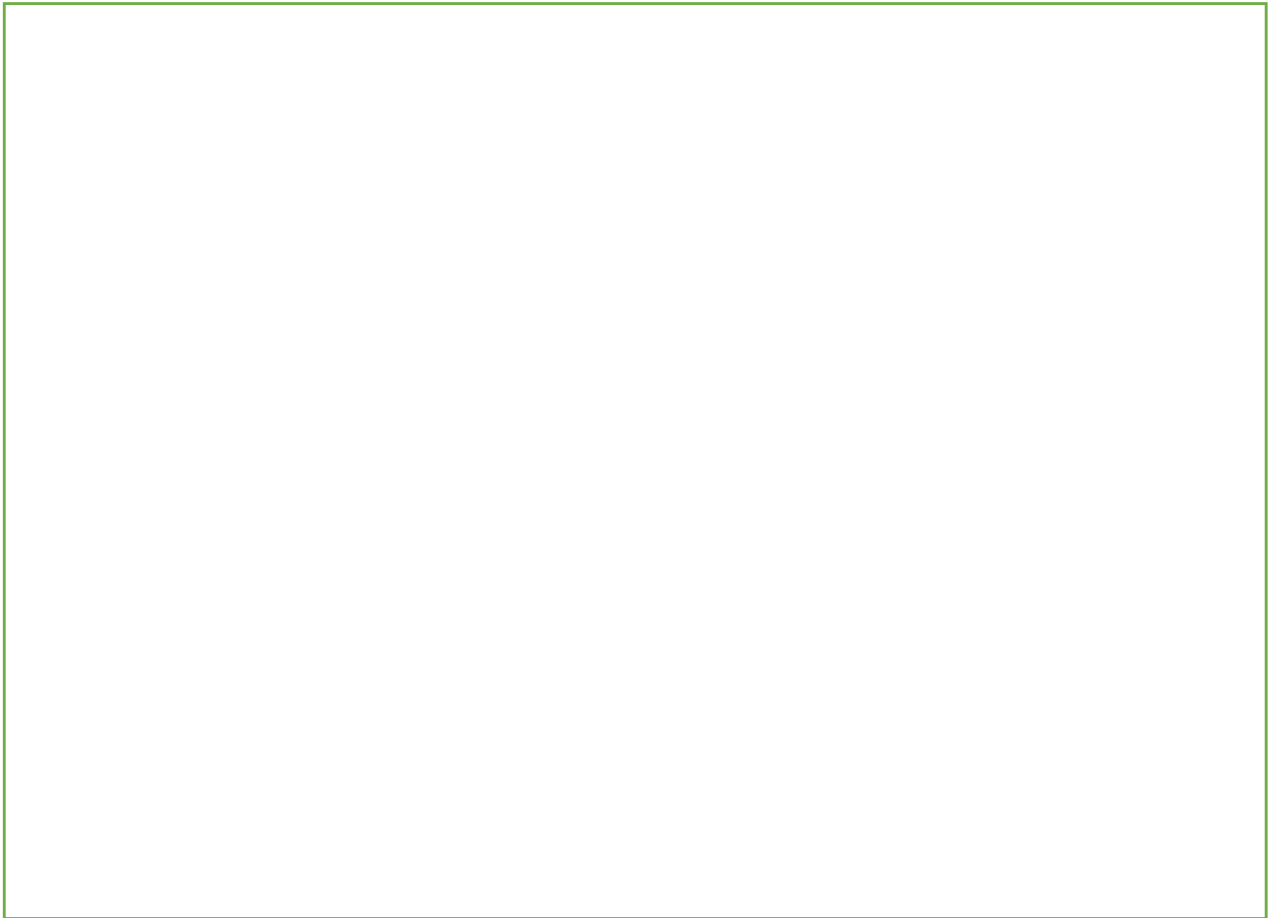
--

活動証明書

--



活動の写真



農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書

（記号） 第 号

年（ 年） 月 日

様

年 月 日 付けで申告のあった 年度（ 年度） の活動  
について、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を実施した者として確認しま  
した。

〔 〕

## 【具体的な活動事例】

### 1 認められる活動

- 例 1 多面的機能支払制度で、地域住民が参加して行う植栽活動、清掃活動に参加した。農道、水路等の草刈り、簡易な補修改修作業に参加した。
- 例 2 中山間地域等直接支払制度による集落協定で計画された活動で行われる植栽、防風林管理のための活動、集落会館周辺の環境整備、水路、農道等の補修改修等の作業に参加した。
- 例 3 水利施設管理強化事業において用水路等の施設の多面的機能の維持増進を図るため町内会等が行う清掃活動や植栽活動等に参加した。また、土地改良区と協議をし水路等の植栽、草刈り作業を継続して実施することとした。
- 例 4 農業用水利施設等（道路等を市町村道に認定している場合等、他の法律に基づく施設として管理しているものを除く。）の維持管理団体（市町村、土地改良区等施設管理者）と防災等に関する協定や協議等により幅広く連携している者で、災害の未然防止のために実施した安全パトロールや災害発生後の見回り、倒木等の処理などを行った。

### 2 認められない活動

- 例 1 企業等が独自で行っている、道路等の清掃、草刈り、植栽活動
- 例 2 国、道、市町村等との防災協定の締結のみで活動のともなっていないものや市町村道として管理している道路等における活動で農業用施設とはいえないもの。
- 例 3 団体等への金品の寄付
- 例 4 1回の活動への参加者が複数いないもの

## 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動事例

ビオトープ保全のための周辺草刈り



水路周辺の草刈り



水路へのハーブ植栽



農道のゴミ拾い



農道法面の補修



農道の並木整備



耕地防風林管理作業



水路の土砂上げ



## 水田畦への植栽活動



## 集会所周辺の環境整備



## 水路周辺の草刈り



## 質疑応答（多面的機能の維持増進活動）

注）地域社会貢献活動の質疑応答ではありません。

Q 1	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とは、どのようなものですか。
-----	------------------------------------

A 1 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、農地・用排水路及び農道等の農業用施設の管理を通じて洪水防止、環境や景観の保全等、様々な役割を維持向上するための活動です。

また、農地や農業用施設は、その多くが農業農村整備事業により整備されたのち、地域に引き継がれ、市町村、土地改良区、農業者等が維持管理にあたっていますが、洪水防止等の国土保全機能や景観形成のアメニティ機能等の維持増進を図るため、下記の事業等を展開し、地域の共有財産として地域住民はもとより都市住民等、様々な主体が参加して維持保全活動を行っています。

- 1 多面的機能支払制度
- 2 中山間地域等直接支払制度
- 3 水利施設管理強化事業
- 4 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動

Q 2	何故、地域貢献の評価項目を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動としたのですか。
-----	---

A 2 道では、農業者はもとより地域住民など様々な参画を得て共同活動を行う多面的機能支払制度等の事業を地域振興施策として積極的に展開を図っているところであり、こうした事業等に企業が参加して行うボランティア活動や農業用施設に関し防災協定等に基づき行われる活動により、事業等が大きな広がりとなっていくことで、よりよい成果が期待できることから、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を地域貢献の項目としました。

Q 3	多面的機能支払制度による活動で、地域で水路の補修を行う際、作業機械等が無いため地域で格安でリースをしましたが、この場合多面的機能の維持増進活動として認められるのですか。
-----	--

A 3 多面的機能の維持増進活動は、ボランティア活動を指しており、具体的な行動であることが必要となります。

ですから、地域のためにリース料を安くしたとしても、リース等の契約に基づく行為については、この様な活動では認められません。

しかし、機械はリースしたが、職員等が無償で作業を手伝ったり、現場での安全作業のための指導を行うなどのボランティア活動が含まれている場合は、当該団体等から証明が得られる内容と考えられます。

Q 4	土地改良区の用水路が、会社の近くを通過していたため、土地改良区と協議のうえ、水路用地の植栽と清掃を行っているが、こうした活動は認められるのですか。
-----	---

A 4 認められます。ただし、こうした活動が「取扱」で定められた事業等として位置づけられていることが必要です。

Q 5	当社では、職員のボランティア活動を推奨しており、NPO法人が行う活動に複数の職員が参加する形で、土地改良区が管理する施設に対し植栽活動・草刈り活動を行っていますが、こうした活動は認められるのですか。
-----	---

A 5 認められます。ただし、こうした活動が「取扱」で定められた事業等として位置づけられていることが必要です。

Q 6	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書の確認を受けようと思いますが、どこに提出すると良いのでしょうか。
-----	---

A 6 「北海道電子申請サービス」による電子申請が可能です。電子申請については下記を参照してください。  
<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=Fa1300&shinseiEdaban=01>

なお、電子申請や紙による申告書の提出などについては、総合振興局（振興局）の調整課（農村振興課）の契約担当へ問い合わせ願います。

Q 7	維持増進活動は、当該年度を除く過去3か年度の活動とありますが、過去3か年度内に1回でも活動していれば良いのですか。 また、その活動を行った場所は北海道内であればどこでも良いのですか。
-----	--

A 7 新たな評価として項目に追加したことから平成21年度は、入札に参加する総合振興局又は振興局管内において過去3か年度に1回でも活動があった者に対して評価しましたが、地域貢献の主旨から、入札に参加する総合振興局又は振興局管内において過去3か年度内に継続的に活動しているものを評価対象としています。

Q 8	当社では、A土地改良区の用水路の草刈り作業に、S職員が4月に、T専務が6月に参加しました。このような場合は複数参加として認められるのでしょうか。
-----	--

A 8 同じ団体で同じ活動である場合は認められます。

このため、A土地改良区の用水路の草刈りにS職員が4月、B土地改良区の用水路の草刈りにT専務が6月に参加した場合は、同一活動に複数参加したとは認められません。

Q 9	地域貢献活動に対する総合振興局等の確認書の有効期限は。
-----	-----------------------------

A 9 地域貢献活動については、過去3か年度での活動を対象に評価することとしています。

なお、ご質問の確認書の有効期限は、当該入札年度のみ有効となります。

Q 10	当社では、休日ボランティア活動する職員に対し手当を支給していますが、この場合の活動は認められるのですか。
------	--

A 10 認められます。

Q 11	維持増進活動へのお礼として、活動組織から会社へ謝礼（金品等）が届きましたが、この場合は、ボランティア活動の対象となるのですか。
------	---

A 11 「取扱」で定められた事業等に対し無償で行った維持増進活動の場合に該当しますので、少額であっても謝金等を受け取った場合は該当しません。

ただし、活動組織から一律配布された茶菓や記念品等の場合は、謝金等に該当しません。

Q 12	土地改良区設立50周年記念行事で、長年のボランティア活動に対して、当土地改良区理事長から会社に対して金一封を贈呈しましたが、個別のボランティアに対してのものではないので、活動の証明は出せると考えていますが、よろしいですか。
------	---

A 12 認められます。

ただし、証明を出せる維持増進活動は、あくまで無償で行ったものを対象としていますので、証明発行するにあたっては、このことに留意してください。

Q 13	以前より、地元の土地改良区へは草刈りや水路の土砂上げに協力してきました。このような活動は、認められますか。
------	---



**A13** 今回の措置は、総合評価落札方式に係る地域貢献項目として新たに設定したものであり、農業用施設の維持増進のために道が認めた事業等に沿った活動のみに認めることとしております。

申告にあたっては、「取扱」で定められた事業等に沿って行われた活動であるかどうか、土地改良区や活動組織などの証明者に確認して申告してください。

<b>Q14</b>	個人所有の畑の法面が崩れていたため、ボランティアで法面に植樹をした活動は対象となるのですか。
------------	--

**A14** 個人に対する活動は対象とはなりません。

<b>Q15</b>	管内の企業と管外の企業が共同企業体を編成し、企業体として農業農村の有する多面的機能の維持増進活動をした場合、単体としての実績カウントとなるか。
------------	---

**A15** 企業としての活動は、その企業体のみの実績とします。構成員個々の単体企業の実績とはなりません。

よって、評価対象は、同一構成員で企業体を編成し、過去3か年度活動したものととなります。ただし、企業体の構成員が単体で当該総合振興局又は振興局管内において、地域活動しているものは対象となります。

<b>Q16</b>	企業としての活動は、複数の職員が参加した活動についてとなっていますが、会社を代表する立場にある役員が1名参加した場合は、複数と扱えますか。
------------	---

**A16** 扱えません。

複数とは、役職を問わず2名以上であることが必要です。

<b>Q17</b>	当社では、A土地改良区の用水路の草刈り作業に、S職員が会社を代表して一人で年数回参加していますが、このような場合は、企業活動と認められますか。
------------	---

**A17** 認められません。企業の活動は、役職を問わず複数の職員が参加したものを対象としています。

<b>Q18</b>	農業農村整備事業の周知のために、A土地改良区が行うPR活動（パネル展、体験コーナー。パンフレット配布など）に対し無償で協力した場合は該当となりますか。
------------	---

**A18** 認められません。農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とは、農地・用排水路及び農道等の農業用施設の管理を通じて洪水防止、環境や景観の保全等、様々な役割を維持向上するための活動です。ですから、農業用施設の管理の維持向上に直接関連しない場合は対象外となります。

<b>Q19</b>	〇〇市長から弊社が行った用水施設の維持増進活動に対する感謝状が贈呈されたので、申告書に感謝状の写しを添えて提出しようと思いますが証明者の押印は必要なのでしょうか。
------------	---

**A19** 必ずしも必要とは限りません。その場合、感謝状に公印が押印されていて活動内容の記述があり、内容が確認できるものであることが必要です。

<b>Q20</b>	弊社は地域環境に関心があり、5年前から弊社が工事を請け負った近自然工法を採用した排水路において、施工後の効果が発揮されているかモニタリングやフォローアップを行い、生態系や環境に対する保全活動をしています。また、魚や昆虫のモニタリングは近くの小学生の課外授業に合わせて行っています。これらの活動内容については弊社のホームページや幾つかの冊子に掲載もされています。ですが、あくまで弊社独自の活動であるため、このような場合は地域貢献として認められるのでしょうか。
------------	--

**A20** 活動内容がホームページや冊子に掲載されているなどから広く認知されていると思われ、その活動は当然施設管理者の協力があって成り立つものであることから施設管理者とも連携していると判断できます。

ただし、施設が土地改良区などの施設管理者が管理するものであること、ホームページや冊子の発行日などから場所や期間、活動内容が分かる場合に限りです。